

# 委員会審査

※P6 の審査した議案をご参照ください。

## 連合審査

一般会計補正予算については総務常任委員会に付託されたが、議案の性質上他の委員会の所管事項と関連するため、教育厚生及び産業建設常任委員会との連合審査により質疑された。質疑の一部を掲載する。

### 平成21年度 補正予算

#### (歳入)

**Q** 諸収入で当初予算の額がそのまま振替えられているが、振替えの理由を。

**A** 当初は一般会計に組んでいたが保健事業も、複雑になるということで特別会計への組み換えとなった。

**Q** 債務負担行為補正で庁舎建設工事が増額になっているが、想定範囲内か。

**A** 庁舎建設の限度額三十億円の範囲内だ。

**Q** 地域介護・福祉空間整備等補助金額の積算根拠を。

**A** 消防法の改正により、地域密着型の認知症対応のグループホームについてスプリンクラーの設置が義務付けられた。本市四カ所の施設のうち一カ所が手を挙げている。

**Q** 中山間地域交通任組みづくり事業の説明を。

**A** 県の単独事業で補助率の高い方に乗り換え、沿線住民の意識調査も行うこととした。

**Q** 住宅手当緊急特別措置事業の説明を。

**A** 離職者で、就労能力及び就業意欲のある者のうち住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対し住宅手当を支給することによって住宅及び就業機会の確保に向けて支援を行う事業だ。申請に基づき今年十月一日から全国一斉に事業を行う。

#### (歳出)

**Q** 太陽光発電の設置事業で、各学校の積算根拠を。

**A** 各校の屋根の構造により見積りが違う。

**Q** アンパンマンミュージアムの駐車場用地の購入は今まで、借りていた分の購入となっている。ゴールデンウィーク等に非常に混雑して困っているが、新たに駐車場を増やす計画は無いのか。

**A** 高速道路の千円効果で大変混雑した。駐車場の確保は今後、検討しなくてはならない。

**Q** 橋梁点検委託の内容の説明を。

**A** 当初予算と補正で千二百万円になる。対象橋梁は全部で四十七カ所で目視点検が中心になる。

**Q** 訪問介護利用者負担減額対策事業の説明を。

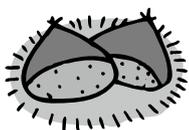
**A** 平成二十年六月で一旦終了した事業だが、対象者の出る可能性もあり、補正した。

**Q** 就労支援員についてどういう計画か。

**A** 手当て支給対象者から就労活動状況の報告を受けるほか、履歴書の書き方、面接の受け方の指導、ハローワークへの同行訪問などを行う。特に資格などはない。

**Q** 経営指導事業補助金だが、市としてどこまで踏み込んだ対応をしていくのか。

**A** 目的はしっかりとした経営改善だ。職員の教育指導が必要で事業導入を決めた。「背水の陣」で取り組む。



# 総務常任委員会

本委員会には「香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」等の議案が付された。質疑の一部を掲載する。

**Q** 議案第九十二号で現在、試行運行している路線で今後検討する場合は説明は。

**A** 状況に応じて議会及び地域、地域審議会などに説明をしていきたい。

**Q** 今後、試行運行を継続するか停止するかは乗車率も加味して判断するのか。

**A** 神池線では試行運行期間の延伸を三ヵ月程度し、利用度合いや使い勝手を含めた満足度もこれから調査する。

**Q** 議案九十三号で就労支援員制度は国の財政支援がなくても続けられるのか。

**A** 生活保護の方にも就労指導員と言う十割の補助事業があり、その事業への切り替えも考えている。

**Q** 住宅支援の対象者を把握しているか。積極的に募集するのか。

**A** 調査してつかんでいるわけではない。国の数値基準によると、半年で十四人位である。

**Q** 議案第八十七号で、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は三年間の交付だったと思うがあと二年続けてこの金額が入るのか。

**A** 県費と支払い基金交付金の清算である。

**Q** 議案第八十六号で、償還金の内容は。

**A** 一年目が全額で、二年目が半額、あとはゼロである。

**Q** 激変緩和策だと思いが、三年間を過ぎたら介護保険料にはね返るのではないか。

**A** 第五期計画にかかわる事なので現状ではわからない。

# 教育厚生常任委員会

本委員会には「平成二十一年度香美市老人保健特別会計補正予算」等の議案が付託された。質疑の一部を抜粋する。



**Q** 退職者被保険者等第三者納付金の金額が大きい内容は。

**A** 交通事故による相手方から入った金額で一件である。

**Q** 議案第八十八号で償還金の説明を。

**A** 平成二十年度の清算で国・県・基金へ戻す金額である。

**Q** 主旨普及費の消費費の説明を。

**A** 介護報酬が3%上がったことにより、保険料に国から助成する制度がある事の啓発活動のためのパンフレット・印刷代である。

**Q** どこに対する啓発か。そういう宣伝をやる意味があるのか。本来は国が作るものでは。

**A** 金額は国から来ている。保険料が安くなる。

っているのを知らせるためである。

**Q** わざわざ、そういうパンフレットを作らなくても、その費用を介護保険料の軽減にあて啓発は広報等でやるのが当たり前では。

**A** あらかじめ事務費として来ているもので使わなかったら国庫に返さなくてはいけない。

**Q** 保険料が安くなったわけではないと上げられるのを押さえたということだ。制度の説明なら、介護保険の詳しい内容の周知としては。

**A** 介護保険制度の説明はしている。

**Q** 議案第八十九号で介護予防サービス計画費収入はどこからの収入か。

**A** 介護保険特別会計（保険事業勘定）から入ってくる。

**Q** 議案第九十号で後期高齢者広域連合受託事業収入が、なぜ当初一般会計で組まれたのか。

**A** この特別会計は市が保険料を集めて広域連合に納める会計であることから、他の後期高齢者に係る事務については一般会計で行うようにしていた。決算統計を作成する時に複雑になることから特別会計に移した。調査対象者三百二十五人に予算化している。



# 産業建設常任委員会

本委員会には「平成二十一年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算」等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

**Q** 承認第十五号で税務署は自主申告で余分に支払っても通知はないと思うが、少なければ通知がある。行政に對しても同じか。

**A** 今回は自主申告による修正だ。「特定環境」と「農業集落排水」は消費税がプラスされ、「公共下水」は還付された。官庁についても自己申請による修正は受け付ける。

**Q** 承認第十六号で、延滞金に税金を投入することは地方公共団体としてあってはならない。延滞金の計算はできているか。

括償還してからということにはならない。

**Q** 工業用水は上水道にも使える水か。

**A** 取水地が片地川の地下水からなので水質に問題はない。

**Q** 残り三区画の今後の状況は。

**A** 正区画でない場所が残っている。正区画でない所に工業用水を使うような企業が来るか危惧される。

**A** 開栓の時だけ一回につき千円である。

**Q** 認定第十三号で、以前にも監査委員から意見があった。目的外ということと剰余金を返せばいろいろな影響があると思うが。

**A** 工業用水を作る目的で起債を起こしたのが目的外への転換、一

金を賦課していく。

**Q** 議案第八十五号について、土井橋の拡張工事はいつになるのか。

**A** 補正で今年度から来年度にかけて、橋の部分及び、処理場付近の工事を行う。

**Q** 議案第九十一号で、委託料減額二百六十二万四千円が当初予算では三百万円となっているが。

**A** 漏水委託料三百万円を予算化したのが、人件費と組み替えた。

**Q** 議案第九十四号で、十年間契約の費用内訳について説明を。

**A** 維持管理については通常の管理で、燃料等は無償、大修繕は市で行う。年間保守契約は十万五千円。搭乗者三名の保険料が年間三万九千五百円である。



**Q** 三戸で五人全員が運転できるのか。

**A** 法的規制はないが運転講習修了書が必要。物部支所長が講師の資格を取り職員、保健師、地域の住民に一旦講習をして修了書を渡している。地元の方は全員が乗れる。

**Q** 議案第九十六号で、十円上がると平均世帯でいくらになるのか。

**A** 平均家庭で二ヵ月四〇立方メートル使っている。消費税込みで二ヵ月四千二百円だが、今回の改正で四千六百二十円になる。

# 討論

## 下水道料金の改定 〈議案第83号、95号、96号〉

### 反対討論

山崎龍太郎議員

日本共産党と「くらしと福祉を守る会」を代表し、議案第八十三号、第九十五号、第九十六号に対し、反対討論を行う。

条例の改正案で、問題の第一点は昨今の市民の生活状況が全く無視されているという点だ。この一年で給料、ボーナスが減ったという方は四〇%、暮らしている方は国民の五〇%に及ぶという数字が発表されていた。市職員においても民間に倣いボーナスカットが行われている。国においては様々な経済対策を行っているところだ。そのような中、市民の負担軽減に努めなければならぬ。末端自治体が行う施策ではないと考

える。市の財政を総合的に見て、各指標が適正水準で推移している時、市民に特別会計のみを特化して値上げに踏み切ることが時期尚早と言わざるを得ない。併せて議案第八十二号でも見られる様に、保育料の軽減等が行われているのに、片や負担増とは理解に苦しむところだ。また、他の市町村では人事院勧告のボーナスカット分を住民生活の応援に税源措置した例もある。

二点目の問題点は水酸化向上も道半ばである点だ。質疑では、水酸化向上のため、次の段階を検討しているとのことであったが、そのことであるなら手順が逆だ。併せて監査委員の指摘では下水道使用料の徴収事務委託料を見直せとの意見もある。三点目に市民に対する行政の姿勢だ。以前から指摘のあった下水

### 賛成討論

西村芳成議員

この件については、下水道審議会において、受益者の代表者、議会の代表者、有識者の方々によって慎重審議され、答申されたものである。

本市の下水道事業の現状は、市民が支払っている使用料金では一方分の汚水を処理する費用（処理原価）の約三八%しかまかなえておらず、残りの約六二%は一般会計からの繰入金（市税等）をつぎたして汚水の処理をしている。この繰入金には、下水道を使用できない地域の方々の負担も含まれており、不公平感をもっている。

平成二十年度の汚水処理には、一年間で約三億七千七百万円必要であったが、そのうち市民の皆さんの使用料金でまかなえた分は約一億四千百万円であり、残りの二億三千六百万円は一般会計からの繰入金である。このような現状を市民に十分周知することが必要と考

える。今回の使用料金改正を見てみると、改正することによって一般会計からの繰入金が五%の減となり、使用料金については八・一%の増となる。また、一方分の汚水を処理するのに必要な費用三百五十二・三円のうち、使用料金負担は百四十四・八円（約四一・一%）となる。一般会計からの繰入金は二百七・五円（五八・九%）となる。平均的な使用の家